

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第31号

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例

看護職員修学資金貸付条例（昭和37年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 看護職員養成施設 次に掲げる施設をいう。</p> <p>ア 法第19条第1号又は第2号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は<u>厚生労働大臣</u>の指定した保健師養成所</p> <p>イ 法第20条第1号又は第2号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は<u>厚生労働大臣</u>の指定した助産師養成所</p> <p>ウ 法第21条第1号から第3号までに規定する文部科学大臣の指定した大学若しくは学校又は<u>厚生労働大臣</u>の指定した看護師養成所</p> <p>エ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ 介護保険法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（<u>同条第4項</u>に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 看護職員養成施設 次に掲げる施設をいう。</p> <p>ア 法第19条第1号又は第2号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は<u>都道府県知事</u>の指定した保健師養成所</p> <p>イ 法第20条第1号又は第2号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は<u>都道府県知事</u>の指定した助産師養成所</p> <p>ウ 法第21条第1号から第3号までに規定する文部科学大臣の指定した大学若しくは学校又は<u>都道府県知事</u>の指定した看護師養成所</p> <p>エ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア～ク [略]</p> <p>ケ 介護保険法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（<u>同条第3項</u>に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所</p>

	<p>コ・サ [略]</p> <p>(5) [略]</p>	<p>コ・サ [略]</p> <p>(5) [略]</p>
2	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第27項</u>に規定する介護老人保健施設</p> <p>ク～サ [略]</p> <p>(5) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第28項</u>に規定する介護老人保健施設</p> <p>ク～サ [略]</p> <p>(5) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。